

請 願 ・ 陳 情 文 書

( 請 願 )

請願第1号

若柳地区の境界変更事案の早期実現を求める請願(採択)

( 要 旨 )

「若柳地区の境界変更事案の早期実現」をお願いする。

( 理 由 )

昭和29年、昭和の市町村合併で不本意にも若柳地区は旧浪岡町に合併となり、今回の平成の大合併では青森市に合併するに至った。過去50年間に、何度か旧常盤村への併合を請願したがその都度否決された。一昨年ようやく、旧浪岡町と旧常盤村の議会で常盤村への併合について請願書が採択され、過去50年間の悲願が達成できるのではないかと望みを抱かせたが成就できず現在に至っている。若柳町内地区の住民の多くは旧常盤村の出身者で知人友人も多く、生活・習慣・文化・地域交流・サークル活動等すべて旧常盤村の人々と生活をともにする運命共同体であり、あたかも旧常盤村の一町内会的存在である。

若柳町内地区では、

- 一、すべての児童、幼児が旧常盤村の小・中学校への入学及び保育所への入所。
- 一、旧常盤村からの水道水の供給。
- 一、旧常盤村と同一電話局番の使用。
- 一、駅・郵便局・病院・旧常盤村役場が徒歩10分以内に存在し利用している。
- 一、旧常盤村と経済圏・生活圏が同じであり、除排雪等有形無形の恩恵を多大に受けている。
- 一、旧常盤村の下水道・融雪溝が目前に敷設されているが、利用できない。
- 一、一昨年旧役場職員と県職員担当者が立ち会いのもと「若柳地区の境界変更事案」が若柳町内地区住民に提示された。
- 一、若柳町内地区住民のおおむね100%が旧常盤村(現藤崎町)への併合を切望している。

平成18年5月31日

請 願 者 青森市浪岡大字増館字若柳69 - 5

若柳町内地区の(旧)常盤村への併合を進める会

代 表 千 葉 要三郎 外7名

紹介議員 佐 藤 良 隆

紹介議員 木 村 清 明

---

請願第2号

地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める請願(不採択)

( 要 旨 )

- 一、地域産業と地域経済の活性化を図るため、貴自治体において地産地消宣言を行い、その推進を図ること。

(理由)

日本の農業、そして林業や水産業は、担い手不足、高齢化などによって年々力を失い、地域経済に大きな影を落としている。

現在、我が国は国民の食料の6割は外国産に頼り、輸入農畜産物の急増に伴って、農薬の残留や遺伝子組み換え食品のはんらん、鳥インフルエンザ、BSE問題など、国民の食に対する不安が高まっている。また、日本型食生活の崩れによる生活習慣病の急増が指摘されているところである。

こうした中で、政府の調査によっても、国民の8割以上が「国内産を食べたい」という結果が示され、こうした世論を背景に、直売所の広がりに見られるように、地域の農林水産物を地域内で流通させようという取り組みが全国的に広がっている。

物流・情報の国際化の流れの中で、地域循環型の地域経済と産業を振興していくことは、地域を守る上で大事な取り組みである。

以上の趣旨から、貴議会において「地産地消自治体宣言」を決議し、生産者と消費者の交流・相互理解、地域生産物の利用・提供の拡大を推進していただけるよう請願する。

平成18年6月2日

請願者 青森市浜田玉川63  
小泉重年気付  
青森市農民組合  
組合長 小泉重年  
紹介議員 藤原浩平

---

請願第4号

路上喫煙禁止条例の制定を求める請願（不採択）

(要旨)

1. 市内全域で路上喫煙を禁止し、公園や施設の敷地内などを含む公的な場所における周囲への受動喫煙をなくす条例を制定すること。
2. 特に中心街や駅周辺など人通りが多く危険性の高い地域を路上禁煙地区に指定し、実効性を高めるための措置を講ずるようにすること。

(理由)

路上喫煙はポイ捨ての原因になるだけでなく、たばこの火による子供のやけどや、受動喫煙によるぜんそくや化学物質過敏症の発作、目の痛みや不快感などを引き起こす、市民の安全や健康を脅かす重大な問題である。喫煙者のマナーだけでは路上喫煙はなくなる。多くの自治体で効果を上げているような、違反者を生まないための実効性を有する路上喫煙禁止条例の制定が必要である。

また、禁煙区域の拡大は、市民に禁煙を促す総合的な対策の大きな柱である。

平成18年6月2日

請願者 青森市松原1-2-12  
青森県タバコ問題懇談会  
代表世話人 山崎照光  
紹介議員 館田瑠美子

---

(陳 情)

陳情第3号

不法行為に基づく金員の支払いを求める陳情書(不採択)

(要旨)

青森市教育委員会は陳情人に対して不法行為に基づいて金員を支払いせよ。

(理由)

1. 昭和57年11月25日青森市教育委員会と(有)京王不動産との当事者間で覚書を取り交わした。ただしその利害関係人として青森市水道部は立会人として記名捺印して別紙のとおりである。
2. その後青森市教育委員会において契約当事者間である(有)京王不動産に連絡せず、勝手に昭和60年12月17日に立会人である青森市水道事業管理者へ所管替してあるが、平成18年4月12日午前10時30分、青森市水道部控室で、初めて青森市水道事業管理者担当者より知ったのである。
3. 本覚書が(有)京王不動産において有効に存在してある由に青森市水道事業管理者へできる限りの協力をしてきたのである。
4. 本件問題の覚書の内容は、筒井神社より、青森市立筒井南小学校までの水道管である。
5. その水道管に(有)京王不動産において第三者へ給水するときには、三者協議するとの覚書である。
6. なぜなら、その隣接地に旧駒込川用水路用地が存在して間近に廃路になることが(有)京王不動産においてわかっているので、そのように協議を盛り込んだのである。
7. もともとは、本給水管は筒井神社より南京王団地に(有)京王不動産において給水した管である。
8. その管は、150ミリの管である由にその小路(道路)に2本を入れることは、水道管理上支障がある。

その理由で、(有)京王不動産の管の一部を買収する条件として協議行為を記載させたのである。

9. 以上の経過を考えると青森市教育委員会、また青森市水道事業管理者及びその職員は、地方公務員法に反する不法行為を犯しているのではないか。
10. ある年月日不詳の当時の青森市水道事業管理者土田氏が、本件の「覚書」の問題は青森市教育委員会事務局次長へ持ち込んで、教育委員会で処理するように伝えたのである。
11. それに基づいて青森市教育委員会事務局次長と(有)京王不動産清算人と話し合いの席上で和解金で承知しろと言われた。

相当強行に言われた。

清算人はその返事は後日すると言って投げやりにしてある。

以上の問題を考慮してすべて不法行為であるので貴議会として最善の処理をするよう陳情する。

平成18年5月22日

陳 情 者 青森市松原3-12-1

(有)京王不動産

清算人 辻 久